

(通則)

第1条 世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、ひきこもり、不登校その他の状況（以下「ひきこもり等」という。）にある当事者及び家族が定期的集える居場所を運営しピアサポートによる交流、相談等を行うものに対し、その経費を補助し安定的な居場所活動を支援することにより、ひきこもり等にある当事者の社会参加の機会の拡充及び居場所から相談又は支援のネットワークにつながる環境整備並びにひきこもり等への社会的理解の促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ひきこもり等にある当事者等及び家族が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図るための定期的な居場所を運営するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内で月1回以上、かつ各回3時間以上継続的に実施するもの（賃借した物件にて実施する場合にあっては、週3回以上継続的に実施するもの）であること。
- (2) ひきこもり等にある当事者及び家族の利用を主たる目的とするものであること。
- (3) ひきこもり等にある当事者、ひきこもり等の経験者、その家族その他の自身の経験を通じたピアサポートを行える者を2名以上配置すること。
- (4) 営利を目的としないものであること。
- (5) 区内で開催されるものであること。
- (6) ひきこもり等にある当事者の利用を区内に広く募るものであること。
- (7) 賃借物件にて実施する場合は、地域の方が居場所を利用できる日を設ける又は地域のイベントに居場所利用者が参加する等の地域との交流事業を年1回以上実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに該当する事業は補助事業としないものとする。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (4) 当該事業に対し、区、区の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う補助金、委託料等を受け、又は受けることになっているもの
- (5) 事業がフリースクールの性質をもつもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとして認めたもの

(補助金の交付を受けられる者)

第4条 補助金の交付を受けられる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行う団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 構成員のうち、ひきこもり等にある当事者、ひきこもり等の経験者、その家族その他の自身の経験を通じたピアサポートを行える者が、3分の2以上いること。
- (2) 補助を受ける居場所の運営実績が継続して1年以上あること。
- (3) 区内に事務所又は活動拠点を有すること。

- (4) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。

（補助金の交付の対象となる経費及び交付額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の運営に要する別表第1右欄に定める経費（以下「運営費」という。）であつて、他の助成金等の交付の対象となっていないものとする。

- 2 補助金の交付額は、別表第1左欄に掲げる経費区分に応じ、同表中欄に定める補助基準額により算定した合計額と運営費の合計額を比較して少ない方の額とする。
- 3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金交付申請書（第1号様式）により補助金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 補助事業執行計画書
- (2) 補助事業計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

（交付の決定及び通知）

第7条 区長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）を世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに当該申請をした者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第8条 区長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、毎四半期の区長が定める日までに同条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金交付請求書（第4号様式）により当該決定に係る補助金の支払を請求させるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

- 3 前項の規定による補助金の支払は、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号。以下「会計規則」という。）第86条第1項に定める概算払によるものとする。

（補助事業の変更の承認）

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により申請をさせ、承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

第10条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者へ世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業事故報告書（第7号様式）によりその状況を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者へ書面により適切な指示をするものとする。

（状況報告）

第11条 区長は、補助事業者へ毎四半期（第4四半期を除く。）に補助事業の遂行の状況について、その四半期の経過後30日以内に世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業実施状況報告書（第8号様式）により報告させなければならない。ただし、当該四半期に補助事業を廃止した場合は、この限りでない。

（遂行命令）

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者へこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者へ世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）により当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告及び精算）

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第9条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、当該完了の日が属する月の翌月末まで（当該完了の日が属する月が補助金の交付の決定に係る会計年度の最後の月である場合にあつては、当該会計年度終了の日から14日以内）に、補助事業者へ世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、決定内容等に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

3 区長は、実績報告書の内容が決定内容等に適合すると認めるときは、補助事業者へ精算をさせ、補助金に残金が生じたときは、当該補助事業者へ会計規則第26条に定める納付書により区長が指定する期限までに当該残金の返納をさせなければならない。

（是正のための措置）

第14条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助事業者へ世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金補助事業是正命令通知書（第12号様式）により当該補助事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合は、当該補助事業者へ実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が第6条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、決定内容等、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式。以下「取消通知書」という。)によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に取り消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第15条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(違約加算金の計算)

第18条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第20条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第21条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及び別表第2に掲げる財産の処分(補助金の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者が世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金財産処分承認申請書(第14号様式)により申請をさせ、あらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、同表左欄に掲げるものについて、それぞれ同表右欄に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その旨を世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金財産処分承認書(第15号様式)により当該申請をし

た補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、別表第2に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、若しくは廃棄する場合に限る。）を承認するときは、補助事業者に既に交付した補助金の一部又は全部を返還させなければならない。

4 区長は、別表第2に掲げる財産の処分（交換し、貸し付け又は担保に供する場合に限る。）を承認するときは、補助事業者に既に交付した補助金の一部又は全部の返還に関し、必要な条件を付さなければならない。

5 前2項の規定により返還させる補助金の額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める計算式によるものとする。この場合において1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、若しくは廃棄する場合 返還額＝処分する財産に係る補助金の交付額－（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×取得した時からの経過年数

(2) 貸し付ける場合 返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×貸し付ける年数

(3) 担保に供する場合 返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×担保に供する年数

6 前各項の規定は、補助事業者が補助事業を廃止する場合に準用する。（関係書類の保管）

第22条 区長は、補助事業者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和8年度に限り、令和7年度中に第7条による交付決定を受けた団体及び申請に係る事前相談があった団体については、第6条に規定する交付の申請が令和8年度4月1日以後であっても、同条の規定による申請を行うことができる。この場合において、第4条第2号の適用にあつては、同号の規定中「補助を受ける居場所の運営実績」とあるのは、「補助を受ける居場所の運営実績又はひきこもり等にある当事者及びその家族を対象とする交流等事業の実績」と読み替えるものとする。

附 則（令和7年3月28日6世生福第1583号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月5日7世生福第1270号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日7世生福第1659号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

運営費に係る算定基準

経費区分	補助基準額	補助対象経費
1 事業運営費	1日あたり11,600円	人件費（職員報酬、職員諸手当及び法定福利費）、運営費（福利厚生費、交通費、光熱水費、
2 施設・設備費	次の運営形態に応じて、それぞれ定める額	

	<p>(1) 会場借用による実施 1日あたり1,200円</p> <p>(2) 賃借物件での実施 1月あたり198,000円</p>	<p>通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、器具什器費及び手数料)、使用料、賃借料その他区長が必要と認める経費</p>
--	--	--

別表第2（第21条関係）

処分制限財産及び処分制限期間

処分制限財産			処分制限期間 (年)	
種類	構造又は用途	細目		
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）		15年	
	給排水又は衛生設備及びガス設備			
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年	
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務イス及びキャビネット	15年	
		主として金属製のもの	8年	
		その他のもの	8年	
		ベッド	8年	
		児童用机及びイス	5年	
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5年	
		冷房用又は暖房用機器	6年	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		
		事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	5年
			電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年

備考 この表に記載のないものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき区長と協議する。